

「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第15回) 議事要旨

- 【開催日時】 平成16年7月7日(水)午後1時30分～3時20分
- 【場 所】 日本証券業協会 第1会議室
- 【主な議題】
1. 株券不発行法制に関する説明
 2. 証券決済制度改革推進会議における検討事項について
(株券不発行制度への移行に係る同推進会議としての取組み)
 3. UNIDROIT における検討状況について
 4. (株)証券保管振替機構における検討状況について
 5. (株)日本国債清算機関における検討状況について
 6. (株)日本証券クリアリング機構における現況について
 7. 「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について
 8. その他
 - (1) 株券不発行法制に関する説明会の開催及びQ & A集
 - (2) 「やさしい証券決済制度改革」の配布
 - (3) 証券決済制度改革推進フォーラムの開催

【議事要旨】

会議の冒頭、交代委員の紹介があり、引き続き議事に入った。

1. 株券不発行法制に関する説明

前田座長から、「株券不発行制度の導入等を内容とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆる株券不発行法が、関係当局をはじめ、皆様方の努力により6月2日、参議院本会議で可決・成立し、同月9日付けで公布された。また、6月17日には、同法律の一部の施行期日を本年10月1日とする政令案のパブリック・コメントも法務省及び金融庁から公表されている。今回の株券不発行法は、市場関係者、特に実務に携わっておられる委員の皆様方にとっては、密接な関係を有するものであり、また、その円滑な推進を図るための今後の対応が、非常に重要になるものと考えられるの

で、本日は、法案作成に携わられた関係当局の方に、株券不発行法の主だった事項について説明いただきたい。」旨の発言があり、引き続き、金融庁及び法務省の担当官より説明が行われた。

○ 説明概要

（金融庁担当官の発言概要）

- ・ ①これまでの証券決済制度改革の概観及び振替株式の手続、及び②新しい振替制度への移行手続を中心に 40 分程度をかけて説明が行われた。
- ・ 株券不発行法制とは直接の関係はないが、電子ＣＰについては、利用がまだ少ないと思われるので活用を推進していただきたい。
- ・ 証券決済システム改革は、まさに官民一体の改革であると考えており、法制度整備だけで終わるものではないと考えている。特にＳＴＰ化というのは非常に重要なことだと考えているので、そういった取り組みについて引き続きご協力いただきたいと考えている。
- ・ 株券不発行法の仕組みや新制度への移行手続は、いろいろな方々に及ぼす影響が非常に大きいものなので、広報活動は重要であると考えており、証券決済制度改革推進センター主催の説明会に講師として全国各地を回っている最中である。また、コンメンタールの執筆や雑誌等に寄稿もしている。しかしながら、実際に顧客や発行会社の皆さんとフェース・トゥー・フェースで接しておられる業者の皆様にご理解をいただいて、広報活動を行っていくことが極めて重要であり、円滑に制度の移行を進められるよう引き続きご協力をいただければと思う。

（法務省担当官の発言概要）

- ・ システムの稼働が頂上だとすると、今般の法律の成立は３合目ぐらいなのかなという感じがする。これからのシステム開発が最も大事な作業であり、それをまた政省令に反映しなければならない。新法施行に向けた政省令の整備

は、システム構築と密接な関係がある部分が多いので、システム開発の作業を早目に進めていただきたい。また、証券決済制度改革推進会議の下に「株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」が作られるが、早急に色々な問題を詰めていただく必要がある。

- 今回の株式の振替制度は、現在の保管振替制度に似ているが、かなり違うところがある。1つは質権の取扱いで、設定者側の口座の中に質権者の口座が作られるというのではなくて、質権者側の口座管理機関の口座に質権が設定され、そこに質権設定者である株主名も記載する。要するに、今までと違うのは株主（質権設定者）名を質権者の口座に記載するところが大きく違うわけで、総株主通知（現行の実質株主通知に相当するもの）を行う時には、質権者側の口座管理機関が質権設定者名を振替機関に通知し、振替機関から発行会社へ総株主通知をするという形がとられる。
- また、証券会社のコンピュータシステムについては、現在は整数の株式しか対応されないところが多いというふうに向っているが、端株も振替制度の対象になることから、端数が記録される仕組みが必要になる。
- 現在は株券が別途あるので、実質株主通知の際は各証券会社の口座簿に記載されているものをそのまま送って、その後の名寄せは実質株主名簿を作る発行会社か名義書換代理人の方で行っておられるわけだが、今後、それをどうするのかとか、いろいろ厄介な問題を早急に詰めていただかなければならないと思うので、よろしく願いたい。
- 会社法制の現代化の作業が進んでおり、来年の通常国会での成立を目指している。この現代化に伴い、今回の振替法の規定もかなり変わる部分が出てくると思っている。具体的に1つ例を挙げると、新法において、組織再編関係の株式の振替手続規定を相当多数設けているが、会社法制の現代化においては、例えば、これまで合併と言えばA社とB社が合併して、A社かB社が残って、その株式を消滅会社の株主に割り当てるとというのが合併だと今まで思われてきたのだが、そうではなくて現金を割り当てるとか、あるいはA社の親会社の株式を割

り当てるとか、場合によっては外国会社の株式を割り当てるとか、そんなこともできるようにする。これは組織再編の柔軟化と呼んでいるが、そういうことをした場合の振替手続をどうするのかという規定が当然必要になる。したがって、この現代化の動きを見据えつつ、システム開発や実務をどうするかということを併せて、できるだけ早急に御検討いただきたい。

○主な意見

- ・ 振替口座簿を過大記録したことによる振替株式の善意取得が発生した場合、発行会社に対抗できる株式数が1株未満または1単位未満となった株主は、全く議決権がなくなるのではなく、端数の議決権が認められることとなっていることなど、細かい点までよく書かれている法律であると感じている。
- ・ 個人投資家の中には、名義書換をしていない現物株を所有している者がおり、この場合、一斉移行に伴い、発行会社は株主名簿上の名義人について特別口座を開設することとなり、当該名義人がそれをよいことに善意・無過失の第三者に当該株式を譲渡することがあり得る。このように、当該失念株主の株主権は当然には保全されないこととなるので、失念株主がなるべく出ないように事前の周知・啓蒙活動が必要になると考える。
- ・ 株券に愛着を持っている投資家もいる。(株)証券保管振替機構では、預託率の向上に努めているが、振替制度の必要性やメリット等についてもアピールするなど工夫を凝らすことが必要と考える。

2. 証券決済制度改革推進会議における検討事項について

(株券不発行制度への移行に係る同推進会議としての取組み)

前田座長から、「先程、関係当局の方から説明があったとおり、株券不発行法については、公布後5年以内に施行されることになっており、これに伴い、公開会社における株式のペーパーレス化への移行の期限が定められている。このため、今後、実務界としては、新制度への円滑な移行に向けての具体的・積極的な取り組みを進

めていく必要があり、こうした取り組みを通じて、市場関係者の皆様から一般投資者層まで、広く国民的な理解につなげていくことが肝要と考えられる。こうした考えの下、新制度移行に係るマイルストーンの共有化、並びに制度移行に向けた周知・啓蒙を進めることを基本的な取り組みテーマとして、6月30日に開催された証券決済制度改革推進会議において、株券不発行制度への円滑な移行に係る検討を行うためのワーキング・グループを同推進会議の下に設置することとしたとのことなので、その旨、報告申し上げる。なお、同ワーキング・グループの検討状況については、適宜、推進会議から報告してもらうこととする。」旨の報告があった。

3. UNIDROIT における検討状況について

神田座長代理より、最近の UNIDROIT における検討状況について報告が行われた。

○ 報告概要

- ・ UNIDROIT（私法統一国際協会）とは、世界各国の私法レベルのルール統一を提案している団体である。一昨年ハーグ国際私法会議において成立した準拠法レベルにおける統一条約を受けて、UNIDROITでは非公式のスタディグループを設置し、調整あるいは条約を目指す等の選択肢を視野に入れて研究をしてきたところである。その研究成果として、条約草案という形でまとめた資料で、5月4日にフランクフルト、11日にニューヨークのそれぞれの実務界に提示し、意見交換を行った。日本では今月下旬に行う予定であり、実務界の方々の意見を早くお伺いしたいと思っている。まだ政府間レベルの協議にはなっていないが、来年5月にはUNIDROITの理事会で結果報告がされる予定である。

4. (株)証券保管振替機構における検討状況について

(株)証券保管振替機構の下で、かねてより各種の検討が進められているので、現在

の進捗状況等について、村井座長代理から報告が行われた。

○ 報告概要

(一般振替DVP)

- ・ 2003年6月に設立した一般振替DVP決済の運営主体「ほふりクリアリング」は、本年5月から一般振替DVP決済システムの稼働を開始した。現在のDVP参加者は62社、決済銀行は5行である。
- ・ システムトラブルも無く極めて順調に制度を開始することができた。参加者・決済銀行はじめ関係各位の対応に感謝申し上げる。
- ・ 一般振替DVPの取引状況は、DVP振替件数は、日々6万件から8万件、数量は同約8億株となっている。DVP決済比率は、件数ベースで約6割、数量ベースで約4割となっている。その中には、決済のための同一参加者の区分口座間での振替、また、資金授受を伴う資産移管等の振替というものも含まれているので、それらを除外すると、実質的なDVP比率は件数ベースで7割ないし8割程度ではないかと推定している。
- ・ 資金決済金額は約1兆円で、ネットティング後に日銀ネットを通じて実際に授受される資金は13%となっている。
- ・ (株)日本証券クリアリング機構のネットデビット計算頻度増加措置も効果を発揮し、取引所DVPとの連携がうまくいっており、相乗的に証券の回りが早くなっている。証券振替の99%は午前中に終了している。
- ・ 一般債振替DVPの稼働は、決済リスク（特に資金決済リスク）の大幅な軽減、決済事務の効率化に寄与している。

(決済照合システム)

- ・ 決済照合システムにおける一般振替DVP実施後の課題としては、国債、一般債、短期社債の照合機能の提供が挙げられる。
- ・ 国債の照合については、平成17年2月に稼働を予定しており、(株)日本国債清

算機関の業務開始後は、照合の利用者が同社における債務引受・清算を希望される分については、①照合済データが決済照合システムから同社のシステムに連動し、②同社における債務引受の認定や清算の結果等を決済照合システムのネットワークを通じて利用者に配信することとなる。

- ・ 一般債、短期社債については、これら振替制度の開始が予定されている平成18年1月より照合機能を提供、一般債・短期社債振替システムに連動する予定である。

(ペーパーレス化)

(1) C Pについて

- ・ 電子C Pは、昨年3月にシステムが稼働し、本年4月からは、外国法人の発行する、いわゆるサムライ電子C Pの取扱いも開始している。現在の発行残高は、手形C Pも含めたコマーシャル・ペーパー全体の1割強というレベルだが、最近は制度に同意いただいている発行者の数も発行残高も増加の傾向が見られてきている。
- ・ 手形C Pに係る印紙税特別措置の期限が今年度末までとなっているので、下半期に向けて電子C Pの利用が拡大するものと見込んでいる。

(2) 投信について

- ・ 振替制度の制度要綱の検討作業を続けているところであり、今夏中にはシステム開発の段階に入りたいと考えている。
- ・ 本年4月には、日本証券業協会の協力により、東京、大阪、名古屋にて説明会を開催した。
- ・ 既に設定された投資信託受益権の振替制度への受入れに関する実務は、投資信託協会と連携し検討中である。

(3) 株券のペーパーレス

- ・ 株券のペーパーレス化というものは、証券決済という狭い局面だけのものではなく、発行会社では株主名簿管理のコスト削減、また個人情報のセキュリティ対策など、非常に影響が大きいものである。
- ・ 各社のシステムを構築していただき、当社でシステムを構築し、その接続をした上での、いわゆる総合テスト、検証が必要となる。これには1年以上の期間を見る必要があると考えている。それから、各社、あるいは当社におけるシステム開発に2年程度の期間がかかるのではないかと。こういうことから、実務的な検討をする期間というのは1年程度、すなわち、事務的なある程度の合意が来年の夏頃までにできていないと、とても5年後に間に合わないのではないかと思う。そういうかなり切迫したスケジュール観を持っているところである。
- ・ 当社では、タイミングを見ながら、必要に応じて小委員会を設置するなど様々な場で精力的に検討を進めていきたい。

5. (株)日本国債清算機関における検討状況について

(株)日本国債清算機関は、現在、来年5月を目途とした国債店頭取引の清算業務の開業に向け、準備作業を進めてられている。同社の沖津社長から、現在の検討の進捗状況及び今後の予定などについて報告が行われた。

○ 報告概要

(1) 増資について

本年4月から東京証券取引所7階に事務所を開設し、現在、出向者と共に開業準備作業を進めているところである。設立時には19社に出資いただき、資本金3億4,400万円であったが、このたび、払込みは7月下旬の予定で、既存の株主を含め33社からの追加出資をいただき、資本合計で約30億円、その内、資本金が16億7千万円となる予定である。

（２）運営委員会の活動状況

システムに関する検討も一段落し、現在、手数料や参加基準などのテーマごとに委員会を設けて、より具体的な検討を進めることを予定している。

（３）他インフラとの業務連携について

(株)証券保管振替機構には、当社の債務引受業務の前提となる国債の電子照合業務をお願いすることとなっているが、現在その契約について調整中である。

また、(株)日本証券クリアリング機構との間でクレジットや財務状況のモニタリングに関する諸手続きについて業務連携に関する基本合意書を締結したところである。

（４）今後の予定

年末から、(株)証券保管振替機構における国債照合に関する接続テストを皮切りに、来年４月にかけて、関係者全体の総合運転試験を行い、５月連休明けには稼動を予定している。

また、稼動までには、当局への免許申請作業や日本銀行との取引申請作業と、まだまだ課題が多いが、引き続き皆様の協力と指導を賜りたい。

※同社の検討状況等については、証券決済制度改革推進センターの HP 参照。

６．(株)日本証券クリアリング機構における現況について

(株)日本証券クリアリング機構における現在の状況及び今後の予定などについて、同社の藤澤事務統括長から報告が行われた。

○ 報告概要

- ・ 一昨年１月にスタートした(株)証券クリアリング機構（JSCC）の業務は、本年

2月、それまでの現物商品に加え、東証の派生商品も新たに清算対象としてその範囲を拡大し、清算参加者の範囲も従来の証券会社に加えて金融機関にまで広がり、現時点での参加者数は約 200 社となっている。

- ・ 業務のサービスの向上に努める一方で、目的別に設立・稼働された他の清算機関に対して、お手伝いできることがあれば積極的に協力していきたいという基本スタンスを持っている。
- ・ まず、対ほふりクリアリングについては、同社の業務の運営には、一段の効率性が求められるということで、その業務については JSCC を有効活用することになり、保振機構、ほふりクリアリングと JSCC の三者で連携に関する基本合意を昨年末に締結した。具体的には、本年 5 月の一般振替 DVP のスタート時から、(株)ほふりクリアリングが、清算機関として参加者の財務内容などを確認するいわゆる参加者モニタリングに関して当社に業務委託を行い、同社と当社の共通の参加者のみならず、同社単独の参加者についても当社が両清算機関の共通の窓口となって諸手続きを行うこととしている。
- ・ 次に、来年の稼働に向けた(株)日本国債清算機関（JGBCC）に対する協力については、JGBCC と当社の両者間で JGBCC 業務に対する当社の協力に関する基本合意を、それぞれの取締役会での決議を経て 6 月 11 日付で締結したところである。合意内容は、(株)ほふりクリアリングと同様、JGBCC の参加者に対するモニタリングについて、その手続きを当社に委託し、窓口を当社に一元化するというもので、JGBCC の業務開始時点から行う予定である。
- ・ 既に開始している一般振替 DVP との連携とあわせると、将来的には、(株)ほふりクリアリングと JGBCC と当社の共通の参加者にとっては、当社にだけ手続きを行っておけば 3 つの清算機関に行ったことになるという効率的なオペレーションが実現されることとなる。
- ・ このモニタリングだけでなく、さらに連携の可能性があるものについて検討していくことについても併せて合意している。

7. 「証券決済制度改革の推進に向けて」（報告書）のマイルストーンの修正について

事務局より、「一昨年 11 月、証券決済制度改革の実現に向けての全体像の明確化、検討課題の整理、改革のスケジュール（工程表）等について報告書を取りまとめたところであるが、去る 6 月 30 日に開催された証券決済制度改革推進会議において、同報告書のマイルストーンについて、一部内容の更新を行うこととし（主な修正点：株券不発行法制の成立、一般振替 D V P の稼働、一般債に関する検討の進捗、JGBCC における検討の進捗等）、調整を行った上で、修正版を証券決済制度改革推進センターのホームページに掲載することとなった。」旨の報告を行った。

8. その他

事務局より、以下の点について説明を行った。

（1）株券不発行法制に関する説明会の開催及び Q & A 集

日本証券業協会の協会員を対象に、全国 10 会場において、株券不発行法制に関する説明会を開催している旨、及び、Q & A 集を作成した旨（同 Q & A 集については、証券決済制度改革推進センターのホームページを参照）。

（2）「やさしい証券決済制度改革」の作成について

証券決済制度改革推進センターでは、昨年 11 月から本年 5 月にかけて、金融ファクシミリ新聞に寄稿連載したものに加筆修正を行い、「やさしい証券決済制度改革」として取りまとめ、同センターのホームページに掲載した旨。

（3）証券決済制度改革推進フォーラムの開催

本年 3 月 11 日・12 日に標記フォーラムを開催した旨（同フォーラムの内容については、証券決済制度改革推進センターのホームページを参照）。

以 上

○ お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。